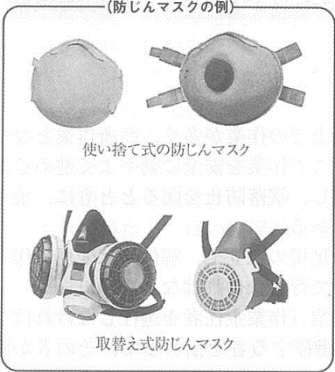



ずい道等の掘削等作業指針（シールド・推進編） No.217300

正誤表 第2改訂4版2刷（令和4年10月21日）

語			正																																																				
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																		
2	3行目	(3行目に右記を追加)	2	3行目	ずい道等の掘削等作業主任者は次の事項を行う。 (1) 空気中の粉じん濃度の測定方法及びその結果を踏まえた掘削等の作業方法を決定する。 (2) 換気等の方法を決定する。 (a) 効果的な換気方式（局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁）等の採用 (b) 粉じんの発生を抑制する措置の採用 (c) 作業の進捗状況に合わせた換気設備の作業管理 ① 風管の延伸等先端の位置決め ② 風管の漏れ捕集 ③ エアカーテンの効果の監視等 (3) 粉じん濃度等の測定結果に応じて、作業者に使用させる呼吸用保護具を選択する。 (4) 粉じん濃度等の試料採取機器の設置を指揮し、又は自らこれを行う。 (5) 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除く。 (6) 呼吸用保護具の使用状況を監視する。																																																		
159	写真 6.1.5	 <p>(防じんマスクの例)</p> <p>使い捨て式の防じんマスク</p> <p>取替え式防じんマスク</p> <p>(右記に修正)</p>	159	写真 6.1.5	 <p>(呼吸用保護具)</p> <p>使い捨て式</p> <p>取替え式</p> <p>(防じんマスク)</p> <p>(電動ファン付き呼吸用保護具)</p>																																																		
168	表 6.2.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">網目の大きさ (cm)</th> <th colspan="3">網糸の使用時の強度(N)</th> <th rowspan="2">緑網及びつり網の 新品時の強度 (N)</th> </tr> <tr> <th>かえるまた 結節網地</th> <th>無結節網地</th> <th>ラッセル網地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>1,330</td> <td>1,470</td> <td>1,380</td> <td rowspan="4">14,700</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>590</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(□内を右記に修正)</p>	網目の大きさ (cm)	網糸の使用時の強度(N)			緑網及びつり網の 新品時の強度 (N)	かえるまた 結節網地	無結節網地	ラッセル網地	10	1,330	1,470	1,380	14,700	5	590	—	—	3	—	—	350	1.5	—	—	—	168	表 6.2.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">網目の大きさ (cm)</th> <th colspan="3">網糸の使用時の強度(N)</th> <th rowspan="2">緑網及びつり網の 新品時の強度 (N)</th> </tr> <tr> <th>かえるまた 結節網地</th> <th>無結節網地</th> <th>ラッセル網地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>1,320</td> <td>1,470</td> <td>1,370</td> <td rowspan="4">14,700</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>590</td> <td>—</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>170</td> </tr> </tbody> </table>	網目の大きさ (cm)	網糸の使用時の強度(N)			緑網及びつり網の 新品時の強度 (N)	かえるまた 結節網地	無結節網地	ラッセル網地	10	1,320	1,470	1,370	14,700	5	590	—	590	3	—	—	340	1.5	—	—	170
網目の大きさ (cm)	網糸の使用時の強度(N)			緑網及びつり網の 新品時の強度 (N)																																																			
	かえるまた 結節網地	無結節網地	ラッセル網地																																																				
10	1,330	1,470	1,380	14,700																																																			
5	590	—	—																																																				
3	—	—	350																																																				
1.5	—	—	—																																																				
網目の大きさ (cm)	網糸の使用時の強度(N)			緑網及びつり網の 新品時の強度 (N)																																																			
	かえるまた 結節網地	無結節網地	ラッセル網地																																																				
10	1,320	1,470	1,370	14,700																																																			
5	590	—	590																																																				
3	—	—	340																																																				
1.5	—	—	170																																																				
180	6行目	① 囲い ② <u>ロープ</u> 囲い ③ 標識による表示 ④ 監視人の配置 などがある。立入禁止の方法は、 <u>囲い</u> や <u>ロープ</u> <u>囲い</u> だけを単独で行うことは、～ (下線削除し右記に修正)	180	6行目	① 囲い ② 標識による表示 ③ 監視人の配置 などがある。立入禁止の方法は、 <u>囲い</u> だけを単独で行うことは、～																																																		

語			正		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
211	4行目	7.6.1 趣旨 <u>昭和54年以降これまで推進してきた粉じん障害を防止する対策の具体的な実施事項を示し、粉じん対策をより一層充実させる目的で策定されている。</u>  (右記に修正)	211	4行目	7.6.1 趣旨 <u>ずい道等建設工事における粉じん障害を防止する対策のより一層の充実を図ることを目的とし、改正省令などの規定に合わせて内容を見直した。</u>
211	7行目	7.6.2 適用 <u>ずい道工事で掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等の吹付け等で粉じんが発生する工事に適用される。</u>  (右記に修正)	211	7行目	7.6.2 適用 <u>ずい道工事で掘削、ずり積み等で粉じんが発生するシールド工事及び推進工事に適用される。</u> <u>ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が認定した作業を除く。（粉じん障害防止規則第2条第1項）</u>
211	15行目	<b>3) 換気装置等による換気の実施等</b> a) 換気装置による換気の実施 ① <u>ずい道の規模、施工方法、施工条件等に最も適した方式を採用する。</u> ② <u>送気口、吸気口は、適正な位置に設け、風管は、速やかに延長する。</u> ③ <u>十分な換気能力を備えた換気ファンを設置する。</u> ④ <u>送気量と排気量のバランスを適正にする。</u> ⑤ <u>粉じんを含んだ空気が坑内で循環すること（車風）を防ぎ、滞留しないようにする。</u> ⑥ <u>坑外に排気された粉じんを含む空気が坑内に逆流しないようにする。</u> ⑦ <u>風管の曲がり部は、緩やかにする。</u>  (右記に修正)  b) 集じん装置による集じんの実施 <u>十分な処理能力のある集じん装置を適正な位置に設置し、集じんだ粉じんを廃棄する場合に発散させないようにする。</u>  (右記に修正)	211	15行目	<b>3) 換気装置等による換気の実施等</b> a) 換気装置による換気の実施 ① <u>換気装置等は、ずい道等の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに最も適した換気方式のものを選定する。</u> <u>なお、換気方式の選定に当たっては、発生した粉じんの効果的な排出及び希釈に加え、坑内全域における粉じん濃度の低減に配慮することが必要である。</u> ② <u>送気口及び吸気口は、効果的な位置に設置する。また、ずい道等建設工事の進捗に応じて速やかに風管を延長する。</u> ③ <u>換気ファンは、風管の長さ、風管の断面積等を考慮した上で、十分な換気能力を有しているものを選定する。なお、風量の調整が可能なものが望ましい。</u> ④ <u>換気装置の送気量及び排気量のバランスが適正であること。</u>  b) 集じん装置による集じんの実施 <u>坑内の粉じん濃度を減少させるため、次に掲げる事項に留意し、集じん装置による集じんを行う。</u> ① <u>集じん装置は、ずい道等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有し、粉じんを効率よく捕集、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定する。</u> ② <u>集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口及び吸気口の位置等を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設ける。</u> <u>なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作</u>

語			正		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
					<p>るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましい。また、局所集じん機の導入を図ること。</p> <p>③ <u>集じん装置にたい積した粉じんを廃棄する場合には、粉じんを発散させないようにする。</u></p>
212	4行目	<p><b>4) 換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度の測定</b></p> <p>a) 粉じん濃度等の測定  <u>切羽から50m離れた位置の3点で粉じん濃度が最も高くなる作業について1点10分以上、粉じん濃度を測定する。</u>  <u>同時に風速、換気装置等の風量、気流の方向を測定する。</u></p> <p>(右記に修正)</p> <p>b) 測定結果の評価  粉じん濃度目標レベルを<math>3\text{mg}/\text{m}^3</math>以下として測定値がそれを超えるか否かによって比較評価する。</p> <p>(右記に修正)</p>	212	4行目	<p><b>4) 換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度の測定</b></p> <p>a) 粉じん濃度等の測定</p> <p>① <u>粉じん濃度測定を試料空气の採取次に掲げる方法のいずれかにより、半月以内ごとに1回、定期的に試料採取を行う。</u></p> <p><u>ア 定点測定</u></p> <p>a <u>切羽からおおむね10m、30m及び50mの地点のトンネルの両側に計6点の測定機器等を設置する。</u>  <u>ただし、機械掘削及びずり出し中は、測定を実施する作業者の安全確保の観点から、切羽からおおむね20m、35m及び50mの地点に設置する。</u></p> <p>b <u>測定器等の採取口の高さは、50～150cmの範囲内で同じ高さに揃える。</u></p> <p><u>イ 個人サンプリングによる測定</u>  <u>切羽で掘削作業に従事する作業者(原則として2人以上)の身体に測定器等を装着する。</u></p> <p>b) 測定結果の評価  粉じん濃度目標レベルを<math>2\text{mg}/\text{m}^3</math>以下として測定値がそれを超えるか否かによって比較評価する。</p>
212	下から6行目	<p>a) <u>保護具着用管理責任者の選任</u>  <u>保護具着用管理者を選任し、呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行わせる。</u></p> <p>(下線部を削除)</p>	212	下から6行目	
212	下から3行目	<p>b) <u>呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底</u></p>	212	下から3行目	<p>a) <u>呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底</u></p>
213	1行目	<p>c) <u>呼吸用保護具の顔面への密着性の確認</u></p>	213	1行目	<p>b) <u>呼吸用保護具の顔面への密着性の確認</u></p>
213	3行目	<p>d) <u>呼吸用保護具の備え付け等</u></p>	213	3行目	<p>c) <u>呼吸用保護具の備え付け等</u></p>
213	11行目	<p>b) <u>粉じんマスクの適正な使用に関する教育</u>  <u>粉じん作業に従事する作業者に対し、粉じんマスクの適正な使用に関する次の教育</u></p>	213	11行目	<p>b) <u>呼吸用保護具の適正な使用に関する教育</u>  <u>坑内の作業に従事する作業者に対し、呼吸用保護具の適切な選択及び使用に関する次の教育を</u></p>

語			正																																											
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																									
		を実施する。 ① 粉じんによる疾病と健康管理 ② 粉じんによる疾病の防止 ③ <u>防じんマスクの選択及び使用方法</u> (右記に修正)			実施する。 ① 粉じんによる疾病と健康管理 ② 粉じんによる疾病の防止 ③ <u>呼吸用保護具の選択及び使用方法</u>																																									
214	表 7.6.1	<table border="1"> <tr> <td>就業時健康診断</td> <td>粉じん作業につく人について就業するときに行う</td> </tr> <tr> <td>定期健康診断</td> <td>粉じん作業についている人について表-6.6.6の区分で行う</td> </tr> <tr> <td>離職時健康診断</td> <td>1年以上粉じん作業についていて事業場をやめるときに行う</td> </tr> </table> (右記に修正)	就業時健康診断	粉じん作業につく人について就業するときに行う	定期健康診断	粉じん作業についている人について表-6.6.6の区分で行う	離職時健康診断	1年以上粉じん作業についていて事業場をやめるときに行う	214	表 7.6.1	<table border="1"> <tr> <td>就業時健康診断</td> <td>新たに常時粉じん作業に従事する人について、就業するときに行う</td> </tr> <tr> <td>定期健康診断</td> <td>常時粉じん作業に従事している人について、表7.6.2の区分で行う</td> </tr> <tr> <td>離職時健康診断</td> <td>1年以上粉じん作業に従事していて事業場をやめるときに行う</td> </tr> </table>	就業時健康診断	新たに常時粉じん作業に従事する人について、就業するときに行う	定期健康診断	常時粉じん作業に従事している人について、表7.6.2の区分で行う	離職時健康診断	1年以上粉じん作業に従事していて事業場をやめるときに行う																													
就業時健康診断	粉じん作業につく人について就業するときに行う																																													
定期健康診断	粉じん作業についている人について表-6.6.6の区分で行う																																													
離職時健康診断	1年以上粉じん作業についていて事業場をやめるときに行う																																													
就業時健康診断	新たに常時粉じん作業に従事する人について、就業するときに行う																																													
定期健康診断	常時粉じん作業に従事している人について、表7.6.2の区分で行う																																													
離職時健康診断	1年以上粉じん作業に従事していて事業場をやめるときに行う																																													
214	表 7.6.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>粉じん作業との関係</th> <th>じん肺管理区分</th> <th>定期健康診断の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常時粉じん作業についている</td> <td>1</td> <td>3年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>2・3</td> <td>1年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現在粉じん作業についていない</td> <td>2</td> <td>3年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1年以内ごとに1回</td> </tr> </tbody> </table> (右記に修正)	粉じん作業との関係	じん肺管理区分	定期健康診断の期間	常時粉じん作業についている	1	3年以内ごとに1回	2・3	1年以内ごとに1回	現在粉じん作業についていない	2	3年以内ごとに1回	3	1年以内ごとに1回	214	表 7.6.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>粉じん作業との関係</th> <th>じん肺管理区分</th> <th>定期健康診断の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常時粉じん作業に従事</td> <td>1</td> <td>3年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>2・3</td> <td>1年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常時粉じん作業に従事したことがあり、現在粉じん作業に従事していない</td> <td>2</td> <td>3年以内ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1年以内ごとに1回</td> </tr> </tbody> </table>	粉じん作業との関係	じん肺管理区分	定期健康診断の期間	常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回	2・3	1年以内ごとに1回	常時粉じん作業に従事したことがあり、現在粉じん作業に従事していない	2	3年以内ごとに1回	3	1年以内ごとに1回															
粉じん作業との関係	じん肺管理区分	定期健康診断の期間																																												
常時粉じん作業についている	1	3年以内ごとに1回																																												
	2・3	1年以内ごとに1回																																												
現在粉じん作業についていない	2	3年以内ごとに1回																																												
	3	1年以内ごとに1回																																												
粉じん作業との関係	じん肺管理区分	定期健康診断の期間																																												
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回																																												
	2・3	1年以内ごとに1回																																												
常時粉じん作業に従事したことがあり、現在粉じん作業に従事していない	2	3年以内ごとに1回																																												
	3	1年以内ごとに1回																																												
	表 7.6.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>措置</th> <th>健康管理上留意すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">じん肺管理区分</td> <td colspan="2">管理1</td> <td>じん肺の所見はなく、とくに就業上の制限はなし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管理2</td> <td>粉じんにさらされる程度を少なくするように努める</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理3</td> <td>イ</td> <td>粉じんにさらされる程度を少なくするために、作業時間の短縮や粉じん作業から作業転換させるよう努める</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>粉じん作業から作業転換させることが必要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管理4</td> <td>療養が必要</td> </tr> </tbody> </table> (下線部を追加)	区分		措置	健康管理上留意すべき事項	じん肺管理区分	管理1		じん肺の所見はなく、とくに就業上の制限はなし	管理2		粉じんにさらされる程度を少なくするように努める	管理3	イ	粉じんにさらされる程度を少なくするために、作業時間の短縮や粉じん作業から作業転換させるよう努める	ロ	粉じん作業から作業転換させることが必要	管理4		療養が必要		表 7.6.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>措置</th> <th>健康管理上留意すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">じん肺管理区分</td> <td colspan="2">管理1</td> <td>じん肺の所見はなく、とくに就業上の制限はなし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管理2</td> <td>粉じんにさらされる程度を少なくするように努める</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理3</td> <td>イ</td> <td>粉じんにさらされる程度を少なくするために、作業時間の短縮や粉じん作業から作業転換させるよう努める</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>粉じん作業から作業転換させることが必要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管理4</td> <td>療養が必要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管理2又は3で合併症り患</td> <td>療養が必要</td> </tr> </tbody> </table>	区分		措置	健康管理上留意すべき事項	じん肺管理区分	管理1		じん肺の所見はなく、とくに就業上の制限はなし	管理2		粉じんにさらされる程度を少なくするように努める	管理3	イ	粉じんにさらされる程度を少なくするために、作業時間の短縮や粉じん作業から作業転換させるよう努める	ロ	粉じん作業から作業転換させることが必要	管理4		療養が必要	管理2又は3で合併症り患		療養が必要
区分		措置	健康管理上留意すべき事項																																											
じん肺管理区分	管理1		じん肺の所見はなく、とくに就業上の制限はなし																																											
	管理2		粉じんにさらされる程度を少なくするように努める																																											
	管理3	イ	粉じんにさらされる程度を少なくするために、作業時間の短縮や粉じん作業から作業転換させるよう努める																																											
		ロ	粉じん作業から作業転換させることが必要																																											
管理4		療養が必要																																												
区分		措置	健康管理上留意すべき事項																																											
じん肺管理区分	管理1		じん肺の所見はなく、とくに就業上の制限はなし																																											
	管理2		粉じんにさらされる程度を少なくするように努める																																											
	管理3	イ	粉じんにさらされる程度を少なくするために、作業時間の短縮や粉じん作業から作業転換させるよう努める																																											
		ロ	粉じん作業から作業転換させることが必要																																											
	管理4		療養が必要																																											
管理2又は3で合併症り患		療養が必要																																												

語			正		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
244	図 8.5.2	<p>(下線部を追加)</p>	244	図 8.5.2	
244	下から9行目	<p>&lt;毎日のサイクル（毎日行うこと）&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安全朝礼</li> <li>② 安全ミーティング（危険予知活動）</li> <li>③ 作業開始前点検</li> <li>④ 作業所長の巡視</li> <li>⑤ 作業中指導・監督</li> <li>⑥ 安全工程打合せ</li> <li>⑦ 持ち場後片付け</li> <li>⑧ 終業時の確認</li> </ol> <p>(下線部を追加)</p>	244	下から9行目	<p>&lt;毎日のサイクル（毎日行うこと）&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安全朝礼</li> <li>② 安全ミーティング（危険予知活動） <u>（健康KY）</u></li> <li>③ 作業開始前点検 <u>（現地KY）</u></li> <li>④ 作業所長の巡視</li> <li>⑤ 作業中指導・監督</li> <li>⑥ 安全工程打合せ</li> <li>⑦ 持ち場後片付け</li> <li>⑧ 終業時の確認・<u>報告</u></li> </ol>
289	11行目	<p>労働安全衛生規則 <b>第36条</b> 41 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。第130条の5第1項において同じ。）のうち<u>うるハーネス型</u>のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）</p> <p>(右記に修正)</p>	289	11行目	<p><b>第36条</b> 41 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。第130条の5第1項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）</p>
314		<p>労働安全衛生規則 <b>（ずい道等の掘削等作業主任者の職務）</b> <b>第383条の3</b> 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。</u></li> <li>2 <u>器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</u></li> <li>3 <u>要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</u></li> </ol> <p>(右記に修正)</p>	314		<p><b>（ずい道等の掘削等作業主任者の職務）</b> <b>第383条の3</b> 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>（略）</u></li> <li>2 <u>換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること。</u></li> <li>3 <u>器具、工具、要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</u></li> <li>4 <u>要求性能墜落制止用器具等、保護帽及び呼吸用保護具の使用状況を監視すること。</u></li> </ol>

語			正		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
326	最下段	労働安全衛生規則 (右記追加)	326	最下段	<b>第2章 保護具等</b> <b>(呼吸用保護具等)</b> <b>第593条</b> 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。
326	最下段	労働安全衛生規則 (右記追加)	326	最下段	<b>(保護具の数等)</b> <b>第596条</b> 事業者は、前3条に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。
326	最下段	労働安全衛生規則 (右記追加)	326	最下段	<b>(労働者の使用義務)</b> <b>第597条</b> 第593条から第595条までに規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。
339	8行目	粉じん障害防止規則 5の3 坑内であつて、 <u>第一号から第三号の二</u> まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業 (右記に修正)	339	8行目	5の3 坑内であつて、 <u>第1号から第3号の2</u> まで又は前2号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
340	20行目の下	粉じん障害防止規則 (右記追加)	340	20行目の下	<b>(臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外)</b> <b>第7条</b> 第4条及び前3条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(別表第3第1号の2又は第2号の2に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させたときは、適用しない。 1 臨時の特定粉じん作業を行う場合 2 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う期間が短い場合 3 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う時間が短い場合 2 第5条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(別表第3第3号の2に掲げる作業に労働者を従事

語			正		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					<p>させる場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。) を使用させたときは、適用しない。</p> <p>1 臨時の粉じん作業であつて、特定粉じん作業以外のものを行う場合</p> <p>2 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う期間が短い場合</p> <p>3 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う時間が短い場合</p>
342	10 行 目の 下	粉じん障害防止規則  (右記追加)	342	10 行 目の 下	<p><b>(粉じん濃度の測定等)</b></p> <p><b>第26条</b> 事業者は、前条の屋内作業場について、<u>6月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における空気中の粉じんの濃度を測定しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> 事業者は、前条の屋内作業場のうち、土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業を行う屋内作業場において、前項の測定を行うときは、<u>当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。ただし、当該土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><b>3～8</b> (省略)</p>